

令和4年第1回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和4年2月14日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (2月14日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○諸般の報告	5
○議事日程の報告	6
○議席の指定について	6
○会議録署名議員の指名について	6
○会期の決定について	6
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○一般質問	23
○閉会中の継続調査の申し出について	27
○閉会の宣告	28
○会議録署名	29
○議案等議決結果	31

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第9号

令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年1月25日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

記

- 1 日 時 令和4年2月14日（月） 午前10時から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ
(千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号)

令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和4年2月14日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 6 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について
- 議案第 6号 令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 7号 令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 8号 令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 9号 令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 発議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員^の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員^の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 6 議案第 2 号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員^の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員^の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について
- 議案第 6 号 令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 号 令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 9 号 令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（48名）

2 番 ち げ まさ ゆき
地 下 誠 幸

4 番 すず き かず み
鈴 木 和 美

5番 鈴 木 正 一
 7番 市 川 恵 一
 9番 中 山 和 夫
 11番 中 村 孝 治
 13番 宮 内 保
 16番 岩 瀬 義 信
 19番 木 下 映 実
 21番 鈴 木 美 一
 23番 野 上 慎 治
 25番 末 益 隆 志
 27番 在 原 直 樹
 29番 中 澤 俊 介
 31番 布 川 好 夫
 33番 平 山 政 利
 36番 半 場 新 一
 39番 橋 本 浩
 41番 菅 澤 環
 43番 中 村 義 則
 45番 川 島 富士子
 47番 久 我 真 澄
 49番 東海林 東 治
 51番 和 田 和 夫
 53番 土 井 茂 夫

欠席議員（6名）

1番 森 山 和 博
 15番 後 藤 浩一郎
 34番 奥 村 雅 昭

6番 平 野 卓 義
 8番 平 井 正 一
 10番 大 倉 富 重雄
 12番 石 崎 公 一
 14番 飯 生 喜 正
 18番 野 田 宏 規
 20番 茅 野 理
 22番 森 谷 宏
 24番 渡 辺 務
 26番 戸 田 由紀子
 28番 小 菅 耕 二
 30番 竹 内 陽 子
 32番 阿 部 美 津江
 35番 加 藤 忠 勝
 37番 秋 葉 好 美
 40番 高 橋 正 剛
 42番 大 網 正 敏
 44番 小 嶋 秀 樹
 46番 吉 野 繁 徳
 48番 木 嶋 晴 一
 50番 月 岡 清 孝
 52番 麻 生 勇
 54番 鈴 木 辰 也

3番 久保川 隆 志
 17番 橋 本 秀 和
 38番 齊 藤 博

説明のため出席した者

広域連合長	井崎義治	副広域連合長	岩田利雄
局長	山本昇	局長兼 会計管理者	渡辺晴之
総務課長	小沼輝雄	総務課長 補佐	渡部孝雄
資格保険料 課長	川嶋英一	資格保険料 課長補佐	黒岩博之
給付管理課長	尾瀬太一	給付管理 課長補佐	竹見敬

議会事務局職員出席者

議会事務局長	高橋和彦	書記	高橋若葉
書記	式部裕市	書記	松尾亮

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（地下誠幸） それでは、ただいまから令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は48名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

執行部から写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（地下誠幸） これより諸般の報告をいたします。

初めに、会議規則第139条の規定による辞職許可をした議員については、お手元に配付の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、議会運営委員会委員の選任についてですが、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において、お手元に配付の「議会運営委員会委員の選任について」のとおり、2名を指名しました。

次に、茂原市の中山和夫議員から発議案1件の提出があり、これを受理いたしました。

次に、広域連合長から議案9件の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、広域連合長及び関係する事務局職員の出席を求めています。お手元に配付の説明員出席者一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について4件、定期監査の結果について1件、以上5件の報告がありました。お手元に配付の報告書のとおり、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（地下誠幸） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程については、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

◎議席の指定について

○議長（地下誠幸） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（地下誠幸） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、39番、橋本浩議員、40番、高橋正剛議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（地下誠幸） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 日程第4、発議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中山和夫議員。

〔9番 中山和夫 登壇〕

○9番（中山和夫） 発議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案については、議会運営委員会の協議を経て提出しております。

議案の内容としましては、昨年、全国の各市議会議長会による標準市議会会議規則の改正に合わせ、議会規則の一部を改正するものでございます。

改正箇所は大きく分けて2点ございます。

まず1点目は、女性をはじめとする多様な人材の議会への参画を促進するための環境整備を図るため、本会議への欠席に関する規定（会議規則第2条）の一部を改正し、欠席事由として新たに、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図るものでございます。

なお、委員会の欠席についても同様の改正を行います。

次に、2点目といたしまして、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、議会に対する請願に係る規定の一部を改正し、署名押印の見直しを図るものでございます。

なお、施行期日は公布の日としております。

慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（地下誠幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより発議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 次に、日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井崎義治広域連合長。

〔広域連合長 井崎義治 登壇〕

○広域連合長（井崎義治） おはようございます。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

本日は、条例の改正案や予算案など、計9議案についてご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

提案理由の説明に先立ちまして、当広域連合の状況等についてご報告申し上げます。

来年度、令和4年度は、後期高齢者医療制度が施行されて15年目の節目の年となります。制度開始の平成20年4月末時点で約49万2,000人だった当広域連合の被保険者数は、令和4年1月末時点で約87万3,000人となり、後期高齢者医療制度の開始より38万1,000人、率にして77.4%増加しています。今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、令和6年度には千葉県の被保険者数が100万人を超えると推計しており、被保険者数と医療費のさらなる増加が見込まれています。

また、国においては、昨年11月に全世代型社会保障構築会議が設置され、人生100年時代にふさわしい、全ての方が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築に向けて総合的な検討が始まったところです。

このような中、当広域連合といたしましては、将来も安心して医療が受けられるよう、構成団体である市町村と一体となって、制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいります。

それでは、まず議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢

者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与について、県に準じて期末・勤勉手当の支給割合を改定するため、本条例の一部改正を行った専決処分についてご承認をいただこうとするものです。

専決処分の理由ですが、期末・勤勉手当の支給に当たり、本条例は、令和3年11月26日に可決された千葉県条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に基づき、同年12月1日に施行する必要があるため、急施を要したため専決処分を行ったものです。

改めて改正の概要としましては、令和3年度の給与に関する改定として、一般職員については、民間の支給割合に見合うよう、期末・勤勉手当について年間4.45月分から4.30月分に引き下げるもので、千葉県人事委員会勧告の内容に準じて、期末手当を年間2.55月分から2.40月分に引き下げます。

会計年度任用職員については、令和3年12月に支給する期末手当に限り、県に準じて支給割合を据え置き、支給割合を年間2.55月分とするものです。

専決処分日は令和3年11月30日、施行期日は令和3年12月1日です。

ご審議の上、ご承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(地下誠幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

1名から通告がありますので、発言を許します。

和田和夫議員。

[51番 和田和夫 登壇]

○51番(和田和夫) 51番、長南町の和田です。

議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対をしたいと思います。

期末手当は2年連続の引下げとなり、新型コロナウイルスの下で県民の生活を守るために奮闘している職員に対して士気を下げるものとなりかねず、冷たい仕打ちと言わな

ければなりません。また、民間との賃下げの負の連鎖を絶つこともできません。

人事院勧告は、公務員の労働基本権を制限する代替措置であり、そもそも引下げの勧告などはありませんし、引下げは認められませんので、議案第1号には反対をしたいと思います。

○議長（地下誠幸） 以上で、議案第1号の討論を終わります。

これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第1号は承認されました。

◎議案第2号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 次に、日程第6、議案第2号から第9号までの8件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井崎義治広域連合長。

〔広域連合長 井崎義治 登壇〕

○広域連合長（井崎義治） 初めに、議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与について、県に準じて期末勤勉手当の支給割合を改定するため、本条例の一部改正を行うものです。

改正の概要としましては、令和4年度以降の給与に関する改定として、一般職員について、千葉県人事委員会勧告の内容に準じて、期末手当の支給割合を専決処分前の年間2.55月分から2.40月分に引き下げるものであり、それに伴い、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.275月分から1.20月分に引き下げるものです。

会計年度任用職員については、県に準じて期末手当の支給割合を年間2.55月分から2.50月分に引き下げるものです。

次に、議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、用語の定義に係る所要の規定の整備を行うため、本条例の一部改正を行うものです。

改正の概要としましては、本条例の定義規定において引用している法律の名称等を変更するものです。

次に、議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年度及び令和5年度の保険料率を据え置くとともに、国の保険料賦課限度額の基準の見直しに伴い、令和4年度以降に係る保険料の賦課限度額を改定するため、本条例の一部改正を行うものです。

改正の概要としましては、令和4年度及び令和5年度の保険料率を据え置くとともに、保険料の賦課限度額を現行の64万円から66万円とするものです。

次に、議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定については、現行の第三次広域計画が令和3年度末で計画期間が終了することから、新たな広域計画を策定しようとするものです。

第四次広域計画案の概要としましては、現行の第三次広域計画を引き継ぎながら、現行計画の広域連合及び関係市町村が行う事務のうち、広報広聴に関する事務と電算処理システムに関する事務の見直しなどを行うものです。計画期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

次に、議案第6号、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出からそれぞれ1億2,018万7,000円を減額し、補正後の予算額を25億8,127万3,000円とするものです。

次に、議案第7号、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ2億2,453万3,000円を追加し、補正後の予算額を7,062億9,124万2,000円とするものです。

次に、議案第8号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、主に広域連合の運営に関わる予算を計上しており、令和4年度の一般会計当初予算額は、歳入歳出それぞれ24億9,384万1,000円とし、前年度に比べ4,998万8,000円、約2%の減少となっています。

次に、議案第9号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算については、主に医療給付等に係る予算を計上しており、令和4年度の特別会計当初予算額は、

歳入歳出それぞれ7,144億9,581万2,000円とし、被保険者数の増加に伴う保険料収入や歳出の増加などにより、前年度と比べ277億8,517万9,000円、約4%の増加となっています。

提案理由の説明は以上です。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（地下誠幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号から第9号までの8件に対する質疑を一括して行います。

本定例会の質疑における発言時間は、新型コロナ対策のため、議会運営委員会の決定を受け、答弁を含めて1人20分以内とし、質疑回数は3回以内といたします。発言に当たっては、執行部の答弁時間も考慮されるようお願いいたします。

また、本日の会議については、登壇により発言をお願いいたします。

2名から質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、通告順に従い、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 51番、長南町の和田和夫です。

議案第4号については、最初に令和4年度・5年度の保険料の冊子について伺います。

①予定収納率が、なぜ100じゃなく99.4%なのでしょう。前回、令和2年・3年度、前々回、平成30年・令和元年度の収納率と実際の収納率はどうでしたか。お答えください。

2番目に、費用の見込額の推計についてです。令和4年度、5年度を比較すると、令和5年度には健康診査事業3億2,418万7,000円、保健事業と介護予防の一体化実施を申請するための事業7,837万1,000円を増加していますが、何か新しい取組を行うのでしょうか。

3つ目、9ページに長瀬効果の記述がありますが、二木立日本福祉大学名誉教授は、昨年の4月20日、23日に開かれた厚生労働委員会で、長瀬効果には疑問の声を上げ、推進に用いたデータの集計プログラムの公開を求めました。この点からしても、算出の効果が不明で、信頼性には欠けていると指摘しておりますが、この点について連合長はどのように考えますか。

4番目は、限度額の引上げについてです。現行の64万円から66万円に引き上げられます。対象となる人は何人でしょうか。

次に、議案第8号、広報広聴費についてお尋ねします。

一般管理委託料323万4,000円が計上されています。事務局ネットワーク配線引き直し業務委託料について説明を求めます。

2つ目は、広報広聴費、17ページの役務費の通信運搬費です。昨年と比較をして259万3,000円増えています。この内容の説明を求めます。

次に、議案第9号です。

47ページの負担金補助及び交付金についてであります。電算処理システム改修共同事業負担金1,700万は、どこに納めるのでしょうか。

次に、29ページの広報広聴費で伺います。

ファクシミリ機能付複合印刷機プリンターチャージ料などの6点について、買替えを予定しておるのでしょうか。また、競争入札による契約を行うかどうか、お答えください。

次に、49ページの委託料です。

事前勧奨通知書及び印刷及び封入封緘業務委託料はどこへ委託するのか、お答えください。

○議長（地下誠幸） 和田和夫議員に申し上げます。49ページの質疑なんですけれども、通告外でございまして、答弁もできませんもので、ご了承願いたいと思います。

それでは、答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、議案第4号、健康診査事業等の事業費についてのご質問以外のご質問、7問についてお答えいたします。

初めに、議案第4号、収納率に関するご質問についてお答えいたします。

予定収納率については、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第89条において、特別徴収による収納率は100%と見込むものとし、普通徴収の収納率は、過去の収納率の実績等を勘案して見込むものとされています。

令和4・5年度の予定収納率については、普通徴収による収納率を、直近の実績値である令和2年度の収納率98.60%で見込んでおり、特別徴収と普通徴収を合わせた全体の収納率として、調定額の比率も加味して99.43%としたところです。

また、前回、令和2・3年度の予定収納率は99.41%で、実際の収納率は、令和2年度が99.43%と0.02ポイント高くなっており、令和3年度は年度終了後に集計を行います。

平成30年度・令和元年度の予定収納率は99.29%で、実際の収納率は、平成30年度が

99.34%と0.05ポイント高く、令和元年度は99.29%と、予定収納率と一致したところでございます。

次に、同じく議案第4号、長瀬効果に関するご質問についてお答えいたします。

長瀬効果については、国では、平成18年に現役並み所得の後期高齢者の窓口負担割合を見直したときに、理論値が実績値と一定程度整合していることを考えると、今回の窓口負担割合の見直しにおいても、こうした効果を見込むのは妥当ではないかと考えているとの見解を示しているところです。

当広域連合としても、長瀬効果は過去の経験から得られた知見に基づくものであるため、医療費の算出に見込むことは妥当であると考えております。

次に、同じく議案第4号、賦課限度額の引上げに関するご質問についてお答えいたします。

今回の引上げの対象となるのは、単身世帯で所得金額が約735万円以上の方であり、仮に、現在把握している令和2年度所得で試算しますと、賦課限度額の引上げにより保険料が賦課限度額に達する被保険者数は約1万人となる見込みで、全被保険者数に占める割合は約1%となります。

次に、議案第8号、事務局ネットワーク配線引き直し業務委託料に関するご質問についてお答えいたします。

当広域連合の業務用パソコンをインターネットに接続するため、事務所内にLANケーブルを配線していますが、平成25年2月の敷設から10年が経過するため、配線の引き直し等を行う必要があり、そのために必要な予算を計上しているところでございます。

次に、同じく議案第8号、広報広聴費に関するご質問についてお答えいたします。

当広域連合においては、ちば広域連合だよりを12月と3月の年2回発行しており、制度の改正など、被保険者にとって重要な内容が多く掲載される3月号については、より確実な周知を図るため、各被保険者世帯に対し郵送しております。

令和5年3月号の発送数については、被保険者数の増加に伴い、令和3年度と比べ約4万2,500部の増加を見込んでおります。

次に、同じく議案第8号、債務負担行為に関するご質問についてお答えいたします。

議員からご質問いただいた6件の債務負担行為については、いずれも印刷機の更新に係るものであり、これまでも5年間を契約期間とするリース契約による調達で対応しており、令和4年度以降も同様のリース契約により対応する予定です。

なお、印刷機の契約に当たっては、一般競争入札を行っています。

最後に、議案第9号、電算処理システム改修共同事業負担金に関するご質問についてお答えいたします。

電算処理システム改修共同事業負担金の支払先は、電算処理システムの改修等を行っている国民健康保険中央会になります。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 次に、尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、議案第4号、健康診査事業等の事業費の増加に関するご質問についてお答えいたします。

健康診査事業については、令和5年度の被保険者数などが令和4年度と比べ増加する見込みであること、また、いわゆる一体的実施については、令和5年度に事業を新たに実施する市町の数が前年度と比べ14市町増えて46市町になる見込みであることから、令和5年度における事業費見込額が増加しているところです。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 再質問をいたします。

1点だけ、議案9号の47ページの電算管理費は中央会に委託するということですが、これは毎年きちんと、それぞれの年度ごとに入札とか、そういうものはやっておられるのでしょうか。お答えください。

以上です。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 電算処理システム改修共同事業負担金についての再質問についてお答えいたします。

この電算処理システム改修共同事業負担金につきましては、令和4年10月1日からの窓口負担割合の見直しの円滑な施行に係る電算処理システムの追加改修等に必要な経費を国民健康保険中央会に対して負担金として支払うものでございます。これによりまして、入札とか、そういった契約更新ではございません。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 次に、通告順に従い、大倉富重雄議員。

[10番 大倉富重雄 登壇]

○10番（大倉富重雄） 成田市の大倉富重雄でございます。

私は、3議案について質疑をさせていただきます。

初めに、議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

令和4年度及び令和5年度の保険料率を据え置く抑制要因として、2割負担の導入や決算剰余金の活用などを挙げておりますが、2割負担の導入によりどのような影響があるのか、また、決算剰余金の活用の在り方はどうか、伺います。

次に、議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定についてです。

(6) 広報広聴に関する事務の中で「市町村の実情に応じた広報活動」に修正するとともに、(7) 電算処理システムに関する事務の中で「関係市町村に配置する端末機台数を見直し」を追加しましたが、これらの具体的な考え方や取組はどうか、伺います。

最後に、議案第9号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算です。

令和4年度特別会計予算について、予算書56ページにある高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進委託料の積算根拠はどうか、伺います。

以上、簡潔で分かりやすい答弁をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、議案第4号、第5号についてのご質問についてお答えいたします。

初めに、議案第4号、2割負担の導入による影響と決算剰余金に関するご質問についてお答えいたします。

2割負担導入に伴って自己負担分が増えることから、保険で賄う医療給付費の割合が減少します。また、制度的な給付率の変更に伴い、受診行動が変化し医療費も減少する、いわゆる長瀬効果が経験的に知られております。

これらを踏まえて保険料率の算定を行った結果、均等割額が400円、所得割率が0.1ポイント低くなると見込んでおります。また、決算剰余金については、後期高齢者医療保険料調整基金条例に基づいて保険料調整基金に積み立て、保険料率の上昇抑制のために活用しております。

今後、いわゆる団塊世代が後期高齢者となり、被保険者数と医療費のさらなる増加が

見込まれる中で、保険料率の上昇の抑制を図り、被保険者の負担の軽減のため決算剰余金を有効に活用してまいります。

次に、議案第5号、第四次広域計画の策定に関するご質問についてお答えいたします。

市町村が行う広報活動について、第三次広域計画では、住民の要請に応じ説明会を開催するとして、市町村による出前講座の開催などを想定していましたが、これまでこうした開催は少なく、各市町村ではホームページや広報紙による広報・周知が主体であることから、今回修正を行ったものでございます。

現在も、電算処理システムの端末機の配置につきましては、関係市町村の要望に基づいて配置しておりますが、配置に当たっての明確な基準がなかったところです。今回の広域計画の策定に当たって、市町村から端末機の配置台数の基準を明記してほしいとの意見があり、市町村の被保険者数や窓口数等を内容とする基準を設けることを明確にするため、計画の改定を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 次に、尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、議案第9号、いわゆる一体的実施に係る委託料の積算に関するご質問についてお答えいたします。

いわゆる一体的実施に係る委託料の当初予算額の積算については、令和4年度に事業を実施する市町が、国の基準に基づき、当該年度における事業内容や事業実施に必要な費用の見込額等を算出しています。

当広域連合では、市町が算出しました内容等の確認を行い、令和4年度の当初予算において、前年度と比べ9市町増の32市町分の予算を計上しています。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） 2回目の質疑を行わせていただきます。

議案第4号について伺いますけれども、全国で2割負担の対象者は75歳以上の約20%と言われておりまして、2025年度には年間830億円の現役世代の負担軽減ができると見込んでおりました。本県の場合、対象者は何%であるのか、また、どのくらい現役世代の負担軽減になるのか、お伺いしたいと思います。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料調整基金条例第6条には、「保

険料率の軽減財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる」とあります。今回、次回まで見込んで保険料率を据え置くとしておりますが、今後、基金が底を突くこともあり得ると思いますが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

また、議案第9号について伺います。

昨年度の決算でもお聞きしましたが、委託を受ける自治体が予定どおりなかったということが分かりましたけれども、先ほど32市町の自治体が予定しておるということですが、どのように働きかけをされるのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、決算剰余金の今後の取扱いという再質問についてお答えいたします。

条例にもありますとおり、決算剰余金につきましては、保険料率の上昇抑制に係る被保険者の負担低減のため使用するというところでございます。今後の財政収支とか、そういったところも踏まえまして、できる限り被保険者の負担が低減できるような形で、有効に剰余金のほうを活用してまいりたいと考えております。

○議長（地下誠幸） 尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、一体的実施の取組について、当広域連合の取組の再質問についてお答えいたします。

こちらの一体的実施につきましては、データヘルス計画等を策定しまして、それに基づいて実施していくところでございますが、まずデータヘルス計画の推進会議などを活用しまして、市町村からの現状、意見を聴取したり、また、千葉県と、千葉県国民健康保険連合団体との三者共催によりまして説明会を開催するなど、まだ実施していない市町村に対して、適切な取組に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 川嶋英一資格保険料課長。

○資格保険料課長（川嶋英一） 私からは、当県における、今回2割負担への変更者の割合についてお答えさせていただきます。

現時点での想定数なんですけれども、大体23万人弱、全体としまして27%を想定しております。

以上です。

○議長（地下誠幸） 以上で質疑を終わります。

これより議案第2号から第9号までの8件に対する討論及び採決を行います。

初めに、議案第2号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の討論を行います。

2名から通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 51番、長南町の和田和夫です。

議案第4号、千葉県後期高齢者医療に関する条例の一部改正に反対をしたいと思います。

医療給付費は、新型コロナウイルスの影響は、まだ4年度は続くのではないのでしょうか。お医者さんに出かけるのを控えている人が多く見られ、重症化が心配されます。第8期の保険料は、均等割額、所得割額が据え置かれ、賦課限度額が64万円から66万円に、

2万円引き上がりました。保険料の調整基金52億円を活用することはよいことと思います。しかし、高齢者の負担は2割に引き上げられます。この負担が高齢者にとっては大きな負担になります。保険料の値上げについては、もっと国からの援助を求めるべきだったと思いますので、議案第4号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正には反対をしたいと思います。

○議長（地下誠幸） 次に、大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） 成田市の大倉富重雄でございます。

私は、議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度の財源は、約5割が国や自治体からの公費、約4割が現役世代からの支援金、約1割を後期高齢者の保険料で賄っています。厚生労働省によると、支援金は2010年度に現役世代1人当たり約4万4,000円でしたが、2020年度には1.5倍近い約6万3,000円まで上昇しました。このままでは、団塊の世代が75歳以上になり始める令和4年度以降、さらに令和7年度には全員が後期高齢者となり、現役世代の負担が一層重くなるおそれがあります。

今までも、給付は高齢者、負担は現役世代が中心という従来の社会保障の構造の見直しが課題でありました。本年10月からの2割負担の導入は、高額療養費制度や、施行3年間外来受診の激変緩和措置を設けた上で、現役世代の負担を抑える制度であります。この制度導入により、2025年度には年間830億円の現役世代の負担を軽減できると見込んでいます。国民皆保険の持続可能性を維持するため、やむを得ないものと理解しております。

令和2年度から団塊の世代の後期高齢者が増え始めるときに、条例に基づき決算剰余金を有効活用すべきタイミングであり、コロナ禍で大変厳しい生活を余儀なくされている後期高齢者にとって、均等割額、所得割率の据置きは大変助かるものであり、時宜を得た判断と賛意を表すものであります。後期高齢者医療にとって大事な時期を迎えることから、今後は医療・介護分野のデジタル化などを進めながら、病気や介護の予防につながる施策の充実を図り、さらなる円滑な運営をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（地下誠幸） 以上で、議案第4号の討論を終わります。

これより議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第6号、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第7号、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の討論を行います。

1名から通告がありますので、発言を許します。

和田和夫議員。

[51番 和田和夫 登壇]

○51番（和田和夫） 51番、長南町の和田和夫です。

議案第8号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療そのものが、高齢者を年齢で差別し、劣悪な医療保険制度に囲い込み、受けられる医療を制限するという制度です。高齢者人口が増加すれば増加するほど医療費が増加する仕組みになっており、制度を変えて高齢者の命と健康を守るべきだと思います。よって、第8号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算には反対をいたします。

○議長（地下誠幸） 以上で、議案第8号の討論を終わります。

これより議案第8号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号の討論を行います。

1名から通告がありますので、発言を許します。

和田和夫議員。

[51番 和田和夫 登壇]

○51番（和田和夫） 51番、長南町の和田和夫です。

議案第9号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

第8期の保険料は、基金の残高が66億円見込まれることから、均等割額、所得割額が据え置かれ、賦課限度額が64万円から66万円に2万円引き上げされます。そして、患者の負担は1割から2割負担へと大幅に引き上げられます。患者負担が2割に引き上げられる一方で、今年の年金は0.4%引き下げられ、安倍政権の2013年度から岸田政権の2022年度までの、この10年間に年金額は実質6.7%も削減されています。誰もが、年金

は上がらないのに保険料は値上げをしないですと思っています。

医療費が増えれば保険料は増えるという仕組みになっております。もう負担は限界という県民とのあつれきは、さらに深まっていくと思います。財政安定化基金をさらに活用して保険料の引下げをするべきだったと考え、議案第9号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算には反対をしたいと思います。

○議長（地下誠幸） 以上で、議案第9号の討論を終わります。

これより議案第9号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、上程された議案の審議を終わります。

◎一般質問

○議長（地下誠幸） 次に、日程第7、一般質問を行います。

本定例会の一般質問における発言時間は、新型コロナ対策のため、議会運営委員会の決定を受け、答弁を含め1人10分以内とし、質問回数は3回以内といたします。一般質問も登壇により発言をお願いいたします。また、質問については、執行部の答弁時間を考慮されますようお願いいたします。

それでは、2名から通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、通告順に従い、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 51番、長南町の和田和夫です。

最初に、2割負担の導入について伺います。

いつの時点から被保険者の窓口2割負担が導入されるのか。また、千葉県における対象者はどれぐらいでしょうか。

2つ目は、制度の改正について、どのように後期高齢者に知らせていますか。また、

必要な経費は国に対して支援を要望していく必要があると思いますが、どうでしょうか。

大きな2つ目は、新型コロナウイルスについて、県が今実施している無料のコロナ検査を継続していくことが必要と思われませんが、千葉県後期高齢者医療広域連合として、検査の継続を行うように県に働きかけを行っていくべきと思いますが、どうでしょうか。お答えください。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。川嶋英一資格保険料課長。

○資格保険料課長（川嶋英一） 私からは、2割負担の導入につきまして2点の質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、2割負担の導入時期と、本県における対象者についてでございますが、2割負担の導入時期につきましては、令和4年1月4日に公布されました政令により、令和4年10月1日と定められております。

また、本県における対象者数につきましては、こちらは令和3年の所得を基に判定することとなっておりますので、現時点においては算出されておきませんが、今回、2割負担となるのは、例えば単身では年収200万円以上の方等となりますので、現在把握しております令和2年中の所得で仮に判定いたしますと、約23万人が対象となります。

次に、制度改正につきまして、その周知と国の財政支援に関するご質問についてでございます。

今回の制度改正につきましては、令和4年3月に発行予定のちば広域連合だよりに、その概要を掲載するとともに、市町村窓口に配付するリーフレットを活用して周知してまいります。

また、周知に要しました費用等につきましては、その大半が特別調整交付金にて措置される予定であり、当広域連合といたしましても、必要となる財源について国において措置をされるよう、引き続き要望していくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（地下誠幸） 次に、小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、新型コロナウイルスに関するご質問についてお答えいたします。

県が実施する新型コロナウイルス感染症の無料検査は、感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県知事の判断により、感染リスクが高い環境にあるなど感染不安を感じる無症状の県民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、

検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業でございます。
無料検査の実施期間は、当面の間とされており、県において、感染拡大の傾向等を踏まえ、適切に判断されるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 再質問を行います。

1つ目は、10月1日から値上げになるということなんですけれども、3月の連合議会だよりでお知らせをしてあるとのことなんですけれども、やはりこの制度が2割になったのが知られる範囲が、やはり連合だより1回では少ないと思いますので、そのことについてどう考えますか。お答えください。

2つ目は、いろいろな機関に要請をしていくということなんですけれども、適切に処理するとお答えなんですけれども、やはり今、いろいろ新型コロナウイルスがまん延して不安に思っているのもので、その不安を解消していくために、やはり強く連合長から県に対して行っていくことはどうでしょうか。お答えください。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。川嶋資格保険料課長。

○資格保険料課長（川嶋英一） 私からは、広域連合だよりのほかに周知する媒体についてなんですけれども、こちらにつきましては、当初、7月にお送りします被保険者証、7月から、8月から9月、2か月有効のものなんですけれども、そちらのほうに、10月以降2割負担となりますと、こういうような方が2割負担になりますといった内容を詳しく記しましたリーフレットを同封させて、全体周知させていただくものでございます。
以上でございます。

○議長（地下誠幸） 小沼総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、無料検査についての再質問についてお答えいたします。

県が実施する無料検査は、感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、知事が必要と認める期間実施するものでございます。繰り返しの答弁となりますが、県において感染拡大の傾向等を踏まえ適切に判断されるものと、当広域連合としては考えております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 次に、通告順に従い、川島富士子議員。

〔45番 川島富士子 登壇〕

○45番（川島富士子） 横芝光町の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

保険料の年金天引きについてお伺いいたします。

国民健康保険などの被保険者が75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に移行した際、それまで国民健康保険税（料）等を年金天引きされていたものが、75歳到達時には一時的に年金天引きができなくなってしまう件について、平成26年第1回定例会で質問させていただきました。その際、当局より、この問題については、国から特別徴収の見直しは、国保や介護と併せて行っており、一体的な改正が必要で、大規模なシステム改修を要することが見込まれるとの回答があったとご答弁いただいております。

保険料の年金天引きは、75歳到達時だけではなく、2月の特別徴収の際に天引きする保険料がなかった場合などでも一時停止してしまうということです。また、広域連合や市町村でも、納付書を送付する際には、納付書による納付への変更を文書案内したり、窓口などで分かりやすく説明するように努力されているとは思いますが、やはりなかなか理解していただけず、未納になるケースが結構あると聞いております。

この問題については、広域連合からも国へ改善要望をしてくださっているようですが、その後、改善に向けた検討はされているのでしょうか。国が目指すデジタル社会を実現する過程の中で、この問題を解決することができるのではないかと期待しておりますが、いかがでしょうか。

年金からの特別徴収は、公的年金を受給されている高齢の方の納付の手間を省くとともに、市区町村の事務の効率化を図ることを目的としていますので、停止してしまうことがない仕組みづくりをお願いしたいと思っております。当局のご見解をお聞かせ願います。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。川嶋英一資格保険料課長。

○資格保険料課長（川嶋英一） 後期高齢者医療制度の資格取得時における、一時的に年金天引きが行われない件などについて、ご質問についてお答えさせていただきます。

保険料の年金天引きにつきましては、議員も今ご発言されましたとおり、厚生労働省より、見直しには国民健康保険及び介護保険と併せて一体的な改正、大規模なシステムの改修を要するとして、費用対効果を考慮しなければならないとの見解が示されており

まして、現在においても、その見解に変わりはありません。

また、厚生労働省として、この資格取得に先だつての徴収依頼をかけることはできないという方針についても変わりはありません。

ただ、国におきましては、デジタル社会に対応したデジタルガバメントの実現というものを目指しておりまして、後期高齢者医療制度を含めた地方自治体の17業務の情報システムについて、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用することで相互利用を可能とする取組を進めておるところでございます。

当広域連合といたしましても、国の動向を注視しながら制度の改善に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（地下誠幸） 川島富士子議員。

[45番 川島富士子 登壇]

○45番（川島富士子） 再質問と申しますか、要望という形でさせていただきたいと思えますけれども、市町村におきましては、督促状の発行する経費、人件費、通信費、保険料が未納となった場合の処理、徴収ということで、いろいろなお手間がかかっていることとあります。8年たつ今もなお督促が来て慌てられる方が結構いらっしゃいます。昨年の暮れにも、私のところに苦情が寄せられました。町にも多くあるようです。まして、人生の先輩方の傷つく気持ちを考えると、申し訳ない気持ちになります。どうか国へ根気よく、現場の実情と要望の声をお届けいただきたく存じます。

2025年、令和7年には、団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり、被保険者のさらなる増加が見込まれます。皆様が安心して希望を持って暮らせる共生社会の構築が急がれます。そして、何より住み慣れた地域で安心して必要な医療や介護が受けられる体制の確保と、市町村へのさらなる支援をお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（地下誠幸） 以上で一般質問を終わります。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（地下誠幸） 次に、日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（地下誠幸） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、お疲れ様でございました。

閉会 午前11時25分

議 長 地 下 誠 幸

署 名 議 員 橋 本 浩

署 名 議 員 高 橋 正 剛

議 決 結 果

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
発議案第 1 号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	令和4年2月14日	可 決
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	令和4年2月14日	承 認
議案第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和4年2月14日	可 決
議案第 3 号	千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	令和4年2月14日	可 決
議案第 4 号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和4年2月14日	可 決
議案第 5 号	千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について	令和4年2月14日	可 決
議案第 6 号	令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	令和4年2月14日	可 決
議案第 7 号	令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）	令和4年2月14日	可 決
議案第 8 号	令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	令和4年2月14日	可 決

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 9号	令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	令和4年2月14日	可 決